

調 査 の 概 要

- 1 調査の目的 人口動態調査^(※)は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
※人口動態調査は、統計法に基づく基幹統計「人口動態統計」を作成するための統計調査である。
- 2 調査の対象及び客体 「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況は、令和2年1年間に日本において発生した日本人の事象を客体としている。
- 3 調査の期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日（2020年）
- 4 調査の方法 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統 市区町村——保健所——都道府県——厚生労働省

┌保健所を・特別区└
 設置する市
- 6 結果の集計 集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）において行った。

<利用上の注意>

- 1 公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

人口動態統計速報	人口動態統計月報	人口動態統計年報
数値：調査票を作成した数 集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人（いずれも前年以前発生したものを含む） 公表：毎月（調査月の約2か月後）	数値：概数 集計客体：日本における日本人（前年以前発生除く） 公表：毎月（調査月の約5か月後） ；毎年（年間合計）（調査年の翌年6月上旬）	数値：確定数（概数に修正を加えたもの） 集計客体：日本における日本人（日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生ものは別掲） 公表：毎年（調査年の翌年9月） ※ただし、国勢調査年の分母に人口を用いる人口動態諸率については、国勢調査の年齢別人口確定後 刊行物：報告書（刊行は令和4年10月頃）

- 2 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
比率が微小（0.05、0.00005未満）の場合	0.0、0.0000
減少数（率）の場合	△

なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

- 3 用語の解説

- 自 然 増 減：出生数から死亡数を減じたもの
- 乳 児 死 亡：生後1年未満の死亡
- 新 生 児 死 亡：生後4週未満の死亡
- 早期新生児死亡：生後1週未満の死亡
- 死 産：妊娠満12週以後の死児の出産
- 周 産 期 死 亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

4 比率の解説（比率の算出に用いた人口は、「諸率の算出に用いた人口」である（20、21 ページ参照）。）

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数（生後1年未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数（生後4週（28日）未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数（年間出生数－年間死亡数）}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数（妊娠満12週以後の死児の出産数）（総数・自然・人工）}}{\text{年間出産数（年間出生数＋年間死産数）}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数＋年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間出生数＋年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数（生後1週（7日）未満の死亡数）}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日現在年齢別女性人口}} \right\} \text{の15歳から49歳までの合計}$$

〔全国値は、各歳別の出生数及び女性の日本人人口で算出したものを合計している。都道府県及び特別区－指定都市は、5歳階級別の出生数及び女性の日本人人口で算出し、5倍したものを合計している。分母に用いた人口は、全国は各歳別日本人人口、都道府県は平成22年までの国勢調査年次は5歳階級別日本人人口、平成27年、令和2年の国勢調査年次は各歳別日本人人口、他の年次は平成26年までは5歳階級別総人口、平成28年以降は5歳階級別日本人人口である。〕

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

算出に用いた15歳及び49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。なお、年齢不詳は含まない。

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left\{ \left[\frac{\text{観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率}}{\text{（年齢階級）の人口}} \right] \times \left[\frac{\text{基準人口集団のその年齢（年齢階級）の人口}}{\text{（年齢階級）の人口}} \right] \right\} \text{の各年齢（年齢階級）の総和}}{\text{基準人口集団の総数}}$$

年齢調整死亡率は、人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、年齢階級別死亡率を一定の基準人口（平成27年モデル人口）にあてはめて算出した指標である。（22 ページ参照）

なお、計算式中の「観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率」は、1,000倍されたものである。

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 100,000$$